

## 社会的現実と虚構論

成 瀬 翔

### はじめに

ジョン・サールは『社会的現実の構成 (*The Construction of Social Reality*)』の冒頭において、次のような情景を描写する (Seale 1995, p. 3)。パリのカフェに行き、テーブルの椅子に座る。ウェイターが来て、フランス語で 'Un demi, Munich, à pression, s'il vous plaît' と発話する。ウェイターがビールを運んできて、それを飲む。それからテーブルに代金を置き、店を出る。このような情景はあまりにもありふれているため、われわれは意識することはないが、人間が社会の中で生活を営むためには、ありとあらゆる種類の規則に従う必要がある。上述の例では、「カフェ」、「ウェイター」、「フランス語の文」、「貨幣」、さらに「椅子」、「テーブル」を含む複雑な背景を含んでいる。これらの対象は物理的特質の記述によっては適切に定義することはできない。サールはこの複雑性を「不可視の存在論 (*invisible ontology*)」と呼ぶ (*ibid.*)。

本稿の目的は、サールが取り上げるこの膨大で巨大な不可視の存在論を解き明かすことにある。サールは、人間の社会制度の根源を、「構成的規則」なる規則に求める。この規則は、「特定の文脈において、ある対象を別のものとしてみなす」という人間の社会的・共同的な行為を規定するものとして特徴づけることができる。サールが好んで取り上げる例は、紙幣である。たとえば、財布の中に収められている紙幣は、物理的には特定の模様が印刷された紙片に過ぎない。しかし、そのタイプの紙片を紙幣としてみなすという規則の下では、それが特定の額面の紙幣として機能する。このように、構成的規則は、ある対象の物理的特徴 (e.g. しかじかの大きさをしている、しかじかの印刷がなされている) を超えて、それに社会的な身分を与えるという役割を果たしている。そして、われわれが「社会的事実」と呼ぶものはこの構成的規則によって与えられるというのがサールの主張である。

サールの主張する構成的規則は、社会制度のメカニズムを解き明かすために有益な枠組みである。しかし、サールはこの規則に含まれる「何かを別のものとしてみなす」という行為についてはある種の原始的概念として想定していることに注意しなくてはならない。すなわち、われわれの社会的行為の源泉となる対象の物理的機能から社会的機能を構成する行為は解明されことなく、ブラックボックスに閉ざされたままなのである。

本稿ではこの「何かを別のものとしてみなす」という行為を、ケンダル・ウォルトンのメイ

クビリーヴ説を対比することによって、両者の相違点を浮かび上がらせる。ウォルトンは、自身の芸術理論および虚構論の基礎概念として「メイクビリーヴ」という心的態度を位置づける。このメイクビリーヴ概念は、絵画のような表象芸術において典型的にみられるように、眼前の物体（絵画）を別のもの（描かれている対象）とみなすという鑑賞者の解釈ゲームを説明するために導入される。

本稿の構成は以下の通りである。まず第1節ではサールの社会制度についての理論を形成する諸概念を検討する。続く第2節では、ウォルトンのメイクビリーヴ説の特徴について概観し、最後に第3節においてサールとウォルトンを接続した結果として明らかになる課題について検討する。

## 1. 生の事実と制度的事実

サールは、初期の『言語行為』から近年の『社会的世界をつくる——人間文明の構造』に至るまで、人間の言語使用とそのコミュニケーションの諸相、そして言語を理解する心と志向性のメカニズム、さらに人間の社会を成立させる諸制度の構造の分析という体系的なプログラムを追求してきた。このプログラムは、〈言語から心へ〉、〈心から社会へ〉というサール自身の関心の発展として理解することもできる。この発展に一貫性を与えるのは、「制度（社会）的事実」と「生の事実」という二分法に他ならない。

サールは『言語行為』において、すでに言語使用を、それを成立させるための制度や規則に依存する、ある種の制度（社会）的事実とみなし、そのような制度に依存しない生の事実と厳密に区分した。サールは生の事実の例として、「この石はあの石のとなりにある」という単純な観察による知識から、「二物体は、両者間の距離の二乗に反比例し、かつ、両者の質量の積に比例する力で引き合う」という物理学の知識、さらに「私は痛みを感じている」という私的経験などを挙げる。これらの事実は、社会的制度を前提としないありのままの事実が含まれる。これに対して、制度的事実の例としては、「スミス氏はジョーンズ嬢と結婚した」、「ドジャースは11回まで戦って、3対2でジャイアンツを下した」、「グリーンは窃盗罪で起訴された」、「議会は特別支出法案を承認した」などが挙げられる。サールは制度的事実について以下のように説明する。

結婚式、野球の試合、公判、立法行為などというものには、さまざまな身体動作と身体状態と直接的感覚が含まれているが、それらの出来事の一つをこれらの要素によって特定することのみによっては、結婚式、野球の試合、公判、立法行為としてそれらの出来事を特定したことにはならない。身体に関する出来事と直接的感覚がそのような出来事の一要素足りうるのは、ある種の制度を背景にして、さらに別種の条件が加えられたのちのことで

ある。(Searle 1969, p. 51、邦訳89頁)

サールのこの区別の眼目は、われわれが事実とみなすものごとを社会的制度に対する依拠によって分類するという点にある。制度的事実は生の事実と異なり、社会制度を前提とする。上述の例では、婚姻関係が成立するためには婚姻制度が存在しなければならず、野球の試合の結果は野球という制度が存在しなくてはならない。さらに、サールは「わたしは今5ドル紙幣を手にしている」ということも、貨幣制度が存在して可能になると指摘する。つまり、貨幣制度が存在しなければ、手中にあるのは模様が印刷された紙片に過ぎない。このように、われわれの社会における多くの行為および事実はさまざまな制度によって構成されているとサールは指摘する。

ここで生の事実と制度的事実の区別については、2つの注意が必要である。1点目に、この区別が恣意的ではないか、もしくはすべての事実は何らかの制度を前提としており、生の事実というカテゴリーが成立しないのではないかという批判が十分に想定できるという点である。たとえばサールは「わたしの体重は160ポンドである」という事実を生の事実とみなす。この事実は体重測定と質量単位の制度を必要とするだけでなく、さらにその事実を言葉によって述べるための言語的制度をも必要とする。しかし、サールはこのような制度の存在を認めつつも、そこで述べられた事実そのものは生の事実であると主張する。2点目に、「わたしの体重は160ポンドである」という言明によって述べられた事実は生の事実であるが、この言明が述べられたという事実は制度的事実であるということである。ここから、後述のように主張や約束のような言語行為を制度的事実とみなすサールの見解が帰結する。

### 1.1. 制度的事実と集団的志向性

サールは『社会的現実の構成』において、制度的事実にもなる集団性 (collectivity) を指摘する。ここで鍵となる概念が、集団的志向性 (collective intentionality) である。これは、ある集団が共同的行動を行うことだけでなく、信念、欲求、意図のような志向状態を共有することを意味する。すなわち、サールは複数の主体がそれぞれ同一のタイプの志向性をもつことだけでなく、複数の集団的志向性を認めるのである。

サールが集団的志向性の例として挙げるのが、自分自身がオーケストラに参加して演奏することである。わたしがヴァイオリンのパートを演奏する場合、「わたし」が何かを行うことは、「われわれ」のオーケストラの一部として演奏をすることである。つまり、「われわれ」が行うことの一部として「わたし」が行うことが含まれる場合、われわれは集団的志向性を保持しているとサールは主張するのである。

しかし、サール自身が認めるように集団志向性の概念について疑義が提出されてきたことも事実である。その代表的な疑念は集団的志向性が個人の志向性に還元可能なのではないかとい

うものである。しかし、サールは集团的志向性の還元可能性を否定する。再び前述のオーケストラの例に戻ろう。ここでのわれわれの意図 (We Intentionality) は「オーケストラで合奏する」というものであるが、わたしの意図 (I Intentionality) は、「ヴァイオリンを演奏する」というものである。直観的には、わたしの意図や他の団員の意図が集まり、集团的なわれわれの意図が構成されるように思われる。しかし、サールは「ヴァイオリンを演奏する」、「フルートを演奏する」などの個人の意図や信念を集めたとしても、集团的志向性を構成することはできないという。つまり、個人の意図や信念と集团的志向性のあいだには決定的な相違が存在し、集团的志向性を個人の意図や志向性に還元したり、個々の意図や信念から集团的志向性を構成したりすることはできないのである。その理由をサールは「集团的志向性の重要な要素は、一緒になにかをする (doing something together) (欲求する、信じる等) ということであり、個々人がもつ個人的志向性は、彼らが共有する集团的志向性から (from) 由来する」と説明する (Searle 1995, pp. 24-25, 強調原文)。オーケストラの例では、団員たちが共有している集团的志向性には〈一緒にする〉という要素が含まれており、それは個人的志向性には還元することはできない。この意味において、「われわれは意図する」という集团的志向性は原初的概念として存在することになる。

## 1.2. 構成的規則と統制的規則

サールはこのような集合的志向性を伴う事実を「社会的事実 (social fact)」として定義する。この定義に従えば、二人の人物が一緒に散歩することや一緒にキャッチボールをすることも社会的事実となる。集团的志向性は、社会組織を構成する個人と個人をつなぎ合わせる心の共同性である (中山 2004, 2 頁)。生物体が細胞からなるように、社会組織は多数の個人からなる。生物体を構成する細胞と細胞をつなぎ合わせる原理が相互作用と相互依存を可能にする物質代謝にあるならば、社会組織を構成する個人と個人をつなぎ合わせているのが集团的志向性である。サールは、社会的事実を、集团的志向性をまきこんでいく事実とみなし、その根拠として集团的志向性を取り上げる (Searle 1995, p. 26)。

ここで注意が必要な点は、社会的事実というカテゴリーは制度的事実よりも広いということである。サールによれば、社会的事実のある特殊なクラスが制度的事実とみなされる。サールはこのような制度的事実が依拠する「制度」を構成的規則と呼ぶある種の規則体系と特徴づける。この構成的規則を検討する前に、サールの規則についての見解を概観しよう。

サールは、規則に対して統制的規則 (regulative rule) と構成的規則 (constitutive rule) という区分を導入する。この区分は、規則とその規則に従う存在との関係に対応している。すなわち、統制的規則とは、その規則と独立にあらかじめ存在しているものが従わなくてはならないものごとを規定する規則である。この規則の例としてサールが挙げるのは「(アメリカでは) 道路の右側を運転する」というものである。この規則は車の運転を規制するが、規則が車や運

転手の存在を規定しているとは考えることはできない。これに対し、構成的規則は規制規則と異なり、ただ従うべき行為を定めるだけでなく、その規則に従う存在や行為の可能性を構成する。サールはチェスを構成的規則の例として挙げる。

しかし一部の規則は単に特定の活動を統制するだけでなく、活動のまさにその可能性もまた作り出す。したがって、チェスの規則はあらかじめ存在する活動を統制するのではない。……チェスの規則はチェスをするまさにその可能性を作り出す。チェスをするのがその規則に従って行為することによって構成されるという意味で、その規則はチェスの構成的規則なのである。その規則の少なくとも大部分に従わないなら、あなたはチェスをするできない。(Searle 1995, pp. 27-28、強調原文)

たとえば、「ビショップは斜め方向の任意のマスに移動できる」というチェスのルールは、特定のコマの移動を統制するだけでなく、そのコマを動かすという行為自体がこのルールによって定義される。このため、統制的規則が、「X せよ」あるいは「Y ならばXをせよ」という形式をとるのに対して、構成的規則は、「XをYとみなす」という形式をとるのである(Searle 1995, p. 58)。そして、制度的事実は構成的規則と密接にかかわるとみなされる。サールは構成的規則と制度的事実の関係を以下のように指摘する。

あらゆる制度的事実の根底には、「文脈CにおいてXをYとみなす」という形式をもつ規則(の体系)が存在している。ところで、われわれが採用する仮説は、ある一つの言語を使用することは、構成的規則に従って行為を遂行することであるというものである。これゆえにわれわれは、さらに、あるひとりの人がある種の言語行為、例えば、約束を遂行したという事実はまさに制度的事実であるという仮説をもまた採用することになる。(Searle 1969, pp. 51-52、邦訳90頁、強調引用者)

この制度的事実と構成的規則の関係は、『社会的現実の構成』においても引き継がれる。構成的規則の「文脈CにおいてXをYとみなす」という形式は、X項によって示される対象に対して、Y項が示す制度的事実と制度的対象の集合を文脈的に決定することを示す。ここで重要な点は、この規則に含まれる「～を～とみなす(count as)」という表現が、対象のもつ物理的機能を越えた特殊な機能が集団的志向性によって与えられるということである。この特殊な機能こそがその対象の「身分(status)」に他ならないとみなされる。その代表例が貨幣である。特定のタイプの紙片を貨幣とみなす場合、われわれは構成的規則をもつ。すなわち、X項を充足する特定のタイプの紙片は、それ自体だけでは貨幣としての身分を持ちえず、集団的志向性なしには貨幣として機能するための因果的特徴を特定することはできない。このため、サール

は構成的規則の適用が次の特徴を導入すると主張する。

Y項は対象がX項を充足する場合のみ、既に持っていない新たな身分を割り当てなければならない。そしてX項によって参照され、その地位にともなう機能についての物にその地位を課すことの両方に集团的合意、あるいは少なくとも、受容がなければならない。さらに、X項によって特定される物理的特徴は、Y項によって特定された割り当てられる機能の遂行を保証するにはそれ自体では不十分である。このため、新たな地位とそれに付随する機能は集团的合意や受容によって構成することができる種類のものでなければならない。またX項によって特定される物理的特徴は、割り当てられた機能の遂行で成功することを保証するのに不十分であるため、割り当てられた機能の確実性の持続的な (*continued*) 集团的受容ないし承認がなければならない。さもなければ、機能は遂行に成功することができない。(Searle 1995, pp. 44-45、強調原文)

ここで重要な点は、サールが制度的事実の根底にある構成的規則の集团的合意が社会的事実の成立に不可欠であるとみなすことにある。たとえば、ある個人が特定の文脈において特定のタイプの紙片を紙幣だとみなしたところで、それは紙幣として通用するわけではない。この構成規則が特定の集団において受け入れられ、集团的合意として達せられた場合のみ、その紙片は「しらかの印刷がなされている」などの物理的特徴を超えて、紙幣としての身分を持ちうるのである。

ここまでのサールの議論を振り返ろう。サールはわれわれが事実とみなすカテゴリーに制度的事実と生の事実という区分を導入し、人間の社会性を描き出すことを試みる。この制度的事実を成立させるための鍵となるのがある文脈において特定の対象を別の対象へとみなすという構成的規則に他ならない。しかし、前述のように、構成的規則に含まれる「XをYへとみなす」という行為について、サールは集团的志向性によって対象の物理的機能を越えた社会的身分が与えられるという説明をするのみで、その「何かを別のものとしてみなす」という行為についてはある種の原始的概念として想定していると言わざるをえない。われわれはこの「何かを別のものとしてみなす」という人間の社会を構成する原理的な行為を検討する必要がある。このため、次節では、ケンダル・ウォルトンの議論を参照し、サールとの接点とそこからもたらされる帰結について検討しよう。

## 2. ウォルトンのメイクビリーヴ説

ウォルトンの理論の基本的アイディアは、虚構を語ることがある種の「ごっこ遊び」に他ならないというものである。ごっこ遊びに参加する人々は、その中で繰り返られる出来事が実

際に起こっている現実の出来事であるとは考えない。しかし、そのごっこ遊びの中の出来事は、現実の出来事とは異なる虚構の出来事であると考えられることができる。このアイデアを確認するためある話者が友人に対して「今晚サンタクロースが来るね」と発話する場面を例にとろう。この話者の発話に含まれる「サンタクロース」という名前は、サンタクロースが実際には存在しないため、いかなる対象も指示しない。しかし、ウォルトンの考えでは、話者はごっこ遊びの内側でサンタクロースが存在することにして、それを指示するふりをしてしているとみなされる。すなわち、サンタクロースについて語る話者は、虚構として (fictionally) サンタクロースが存在していると主張しているのである。

ウォルトンはこのような虚構の事柄をあたかも現実の事柄であるかのように語る「ふり」という行為を「メイクビリーブ (make-believe)」という概念によって説明する。しかし、「メイクビリーブ」という概念には注意が必要である。ウォルトンの用いる「make-believe (メイクビリーブ)」という概念は、「believe (信じる)」と対比される心的態度である。通常、主体は現実世界で成り立っている事実を信じる。したがって、「belief (信念)」は、信じられている端的な事実的内容に相当する。これに対し、メイクビリーブは、ごっこ遊びにおけるように、事実ではないとわかっているが、信じることにするという心的態度である。「信じることにする」というのは、現実世界で成り立っている事実であると端的に「信じる」のではなく、何らかの虚構的事実の設定を、自ら事実であるかのように「信じることにする」という趣旨である。

ウォルトンの虚構論がわれわれの日常的な虚構についての考え方と異なる点は、虚構がどのように成立するのにかかわることが挙げられる。通常、われわれは虚構という概念を想像や空想と同義として区別なく用いる。しかし、ウォルトンは虚構の中で成立している出来事や事柄 (虚構的真理) を、ごっこ遊びの中で成立するものとしてみなす。このため、虚構は個人的な想像や空想と異なり、ごっこ遊びの中の事実によって媒介される存在として定義されることになる (Walton 1990, p. 37, 邦訳37頁)。

この虚構についての見解がもたらす帰結は、虚構的真理がごっこ遊びの参加者という主体から自律性ないし独立性を保持しているということである。すなわち、ウォルトンは、ある事態や事柄を想像したからといって、それが虚構的真理になると主張するわけではない。ウォルトンによれば、何かを想像することは、そのことが虚構的真理である (虚構として成り立つ) とは独立であり、虚構について勘違いしたり、誤って想像していたりする場合もありうる。田村 2013 の一節を借りれば、「想像することと虚構的であることは、別の文脈に属す概念」であり、「想像することは認識の様態であるが、虚構的であるということは存在の様態なのである」(田村 2013, p. 18)。

ここで重要なことは、虚構的真理の主体からの自律性を確保するのが、ごっこ遊びの中の事物に依存するという点である。これは、われわれの現実世界の真理が現実世界の存在者に依

存し、われわれの信念や認識から独立することと平行な関係であるということに注意しなくてはならない。したがって、虚構的真理は、ある設定のもとで、特定の物体によって確立される。このような、当該の設定の下で成り立つ命題を生み出す役割を果たす物体をウォルトンは「プロップ (props)」<sup>1</sup>と呼ぶ。

プロップたちは虚構的真理を生み出すものなのだ。プロップとは、その性質または実在によって、命題を虚構として成り立つようにする物体 (things) なのである。雪のお城はプロップである。それは櫓と濠を備えた (本物の) お城が存在するという命題の、虚構としての成立の原因である。お人形は、子ども遊びの中で、金髪の子がいるということを生み出す虚構として成り立つようにしている。(Walton 1990, pp. 37-38, 邦訳38頁)

ウォルトンによれば、プロップはある設定の下で、あることを誰かが想像しているかいないかに関わりなく、ある命題を虚構的真理として生み出す。そして、このプロップの設定は、ごっこ遊びの参加者の間での取り決めであり、この種の取り決めや了解、合意といったものが、虚構的真理を生成する根底にある。ウォルトンは、これを「生成の原理 (principles of generation)」と呼ぶ。

プロップは、誰かが現に想像していたりいなかったりすることがらから独立に、虚構的真理を生み出す。しかし、まったくそれ自身だけで、(現実のまたは可能的な) 想像する人間たちと別個に虚構的真理を生み出すわけではない。プロップは社会的な設定の中でのみ、あるいは少なくとも人間的な設定の中でだけ機能する。……私はこういう慣習や理解や合意を「生成の原理」と呼ぶことにしたい。(Walton 1990, p. 38, 邦訳38-39頁)

ある物体がプロップであるということは、ごっこ遊びの参加者の間で明示的または暗黙的に取り決められた生成の原理を体現しているということである。しかし、ある物体を用いて想像することが、プロップが担う生成の原理に従うというわけではない。すなわち、あるごっこ遊びの中で、物体を用いて個人的な想像をする場合、その物体は生成の原理を担わず、プロップとして機能するわけではない。このプロップとある物体を別のものに見立てるといって生成の原理の機能は、規則一般の本性として、本質的に共同的・社会的な水準にある (Walton 1990, pp. 38-39, 邦訳40頁)。この生成の原理の共同性ないし社会性は、独りでごっこ遊びをするとし

<sup>1</sup> 'props' には、「(演劇や舞台などの) 小道具」という意味もあるが、同時に「支柱」という意味もある。ウォルトンはこの語に〈ごっこ遊びを成り立たせるための小道具〉という意味と、〈(それなしには成り立たない) ごっこ遊びを支える柱〉という意味を込めている。したがって、以下ではこの両義性を表すために、「プロップ」という訳語を当てる。



でも、それが原理的に他者と共有しうる可能性をもつ必要があることを示す。このため、ただ個人の頭の中だけに存在する想像や空想は虚構ではなく、虚構とはごっこ遊びの中で物体（プロップ）と規則（生成の原理）によって生み出される共同的な想像だとみなしうる。

このようなプロップが担う生成の原理は、ごっこ遊びの参加者に対して、ある特定の想像することを命令する。ごっこ遊びの参加者は、そのようなプロップが発する命令に従って、ごっこ遊びをするのである。しかし、ごっこ遊びの文脈の中で、不適切な想像が生じる場合がある。

ある想像はその文脈において適切でふさわしいが、別の想像はそうではない。ここに虚構的真理という概念の大事な手がかりがある。簡単に言えば、虚構的真理は、ある文脈においてあることを想像せよという指令ないし命令が在る、ということにおいて成り立つのである。虚構的命題とは、実際に想像されているかどうかにはかかわらず、想像されるべき命題なのである。(Walton 1990, p. 40, 邦訳40頁、強調原文)

ウォルトンによれば、ごっこ遊びの中であることが虚構として成り立つのは、参加者がプロップの発する命令（生成の原理）に従って想像することに依存する。ごっこ遊びの中のある命題が虚構的であるのは、その命題を想像することが、その遊びの規則によって命令されているということによって成り立っている。ウォルトンは、このような規則が、「ある条件が成立するならば一定の事柄が想像されなければならない」という条件的規則であると主張する (*ibid.*)。このような条件的規則はプロップの存在に依存し、プロップが虚構的真理を生成するのである (*ibid.*)。そして、このような虚構的真理の集合によって、ある想像上の世界が形成される。この想像上の世界が虚構世界 (fictional worlds) に他ならない。ウォルトンは、「認識する人々とその経験からの独立性をプロップが与え、虚構世界での私たちの冒険がわくわくするものになるのに大いに貢献する」と主張する (*ibid.*)。

虚構的世界は、現実と同じく「すぐそこに (out there)」存在していて、私たちがそうしようと思えば、可能な範囲で探索したり探検したりすることもできる。虚構的世界を「人々の想像する絵空事」として片付けることは、それを侮辱し過小評価することなのだ。 (*ibid.*)

このように、ウォルトンは、人々と物体との想像を介した関わりから、虚構世界が生まれ出ると考える。遊びが生み出す虚構世界は、プロップという物体が与えるもう一つの世界として、われわれの目の前の「すぐそこに」広がっている。ウォルトンによれば、虚構的対象とは、特定の物体をプロップとするごっこ遊びの中で、生成の原理に従うメイクビリーヴ（虚構として

の信念)の内側においてのみ存在する対象に他ならない。ある事態が虚構として成立する虚構世界とは、プロップと生成の原理からごっこ遊びの参加者が生み出す、可変的ないわば「プラグマティカル」な世界なのである。

### 3. サールとウォルトンの対立点

前節ではウォルトンのメイクビリーヴ説を検討してきた。注目すべき点は、その理論が虚構を語る際を、ある設定にそって実際には事実ではない出来事があたかも生起しているかのように「信じることにする(メイクビリーヴ)」という心的態度によって説明することである。この着想をもとにわれわれがすでに検討したサールの制度的事実の理論と接続することを試みよう。

ウォルトンの近年の著作 *In Other Shoes* (2015) では、スポーツ観戦や音楽鑑賞などが検討されている。これらの出来事は、通常は絵画、映画、文学作品の鑑賞などの典型的な虚構とは通常区別される。しかし、ウォルトンはスポーツ観戦や音楽鑑賞なども受容者の現実の出来事に対する心的態度とは区別される特殊な心的態度によって成立することを示唆する。

このことを議論するために、ボクシングを例にとろう。この競技は、言うまでもなくリング上で二人の選手が殴り合うスポーツであり、観戦者はリング外から選手の試合を応援する。ここで重要な点は、ボクシング選手の試合中の行為は、相手を殴るという行為であり、外見的な類似性からみれば喧嘩や暴行と同種の行為に他ならないということである。しかし、われわれはボクシングの試合の観戦と、喧嘩の現場を目撃することでは異なる態度を示す。われわれが喧嘩を目撃したときには、仲裁に入ったり、その場から立ち去ったり、警察に通報したり、様々な反応を示すが、ボクシングを観戦しているときにはこれらの反応を示すことはありえない。ボクシングも喧嘩も相手を殴るという同種の行為が繰り返し広げられているにもかかわらず、われわれはなぜこのような態度の相違を示すのだろうか。

容易に思いつく回答は、ボクシングというスポーツを成り立たせるための制度や規則が存在し、われわれが理解しているからに他ならないというものである。このような制度を前提とすることによって、はじめてスポーツの観戦が可能となる。ここで注意すべき点は、制度や規則を前提とすることによって、現前の出来事ないし行為を特定の出来事ないし行為とみなすことにしていると解釈することができることである。すなわち、われわれは、ありのままの行為と、それを制度や規則に即して解釈した特定の行為へと読み替える二重の態度を使い分けているのである。

サールもまた集团的志向性の観点から同種の回答を与える。

二人の人間がプロボクシングの試合を行うには、高度な集团的志向性が必要である。彼ら

は試合をするために、殴り合いをしようとする協力をしなければならない。この点においてプロボクシングの試合は、誰かを単に通りで殴るのとは異なる。通りで誰かの背後に忍び寄り、襲う人間は集団的行動を行っているのではない。だが二人のプロボクサーは……対立する敵対行動が起こりえる高度の集団的行動を行うのである。集団的志向性の理解は社会的事実の理解に本質的である。(Seale 1995, pp. 23-24)

前述のように、ウォルトンは虚構を生み出すことが社会的・共同的であることを示唆し、個人的な想像とは異なると主張する。以下の一節は、このようなごっこ遊びの社会性を顕著に示している。

集団的な想像 (collective imaging) と私 [ウォルトン] が呼ぶ社会的活動は、想像されるものにかかわる単なる一致以上のものを含んでいる。違う参加者が多くの同じことを想像するというだけではなく、それぞれの参加者が、自分の想像していることをほかの人々も想像しているということがわかっており、またそれぞれ、ほかの人々がこの点をわかっていることがわかっている。さらに、こういう一致が成立していることを確かめる手続きも成り立つ。そして、それぞれの参加者は、出来事が適切に進行する限りで、ほかの人々が想像しそうなことに関して、理由のある期待を抱き、正しい予測を行うことができるのである。(Walton 1990, p. 18、邦訳17-18頁、下線部は引用者による)

このウォルトンの集団的想像の説明は、集団的志向性のサールの定義と極めて近い発想に基づき、虚構を想像することの共同性と社会的事実の側面を捉えている。この共同性を説明する際に鍵となるのが、上記引用の下線部にあたる部分である。この下線部は、相互信念 (mutual belief) と呼ばれるものに相当し、トゥオメラは以下のように定式化する (Tuomela 2002, p. 34f)。

(IA)  $x$  と  $y$  が  $p$  という相互信念をもつというのは、両者が  $p$  という信念をもつとともに、相手も  $p$  と信じているとお互いに思い、場合によっては、これが無限に続くということである。

(RA)  $x$  と  $y$  が  $p$  という相互信念をもつというのは、両者が  $p$  という信念をもつとともに、 $p$  ということが両者によって相互に信じられているとき、かつ、そのときに限る。

前者 (IA) は反復的説明 (iterative account) と呼ばれ、後者 (RA) は「反射的説明 (reflexive account)」ないし「不動点的説明 (fixed-point account)」と呼ばれる。信念についての合

理性の規定を加えると、相互信念についての無限に続く反復的説明から、反射的説明が帰結することをトゥオメラは示唆する (Tuomela 2002, p. 35, 中山 2004, 115頁)。トゥオメラはここから、サールの集团的志向性を精密にした「共有されたわれわれ-態度 (shared we-attitude)」を導出する (Tuomela 2002, p. 39)。

xがpという、われわれ態度をもつのは、次のことが成り立つときである。

xがpという態度をもち、さらにxが次のことを信じている。

すべての人がpという態度をもち、さらに、すべての人がpという態度をもつということが、グループGの相互信念となっている。

しかし、サールは集团的志向性を相互信念に還元する試みを批判し、集团的志向性こそ原初概念であると主張する。ウォルトンは、相互信念を社会性・共同性を説明するための原理のひとつとして採用することを主張するが、その一方でこの原理の改定の可能性を認めていることからわかるように、両義的な態度を示している (Walton 1990, p. 152, 邦訳152頁)。

## むすびに

ここまでの議論を振り返ろう。サールの議論は、われわれの社会の中での様々な事実や現実を、構成的規則と集团的志向性の観点から説明することにあつた。構成的規則は、「あるものを別のものにみてる」という行為が本質的な役割を担うが、サールはこの行為について説明することはなかった。このため、本稿ではこの説明を与えるためにウォルトンのメイクビリーヴ説を取り上げ、サールとの接点を検討した。ウォルトンのメイクビリーヴ概念は、虚構の設定を受け入れ、実際には事実ではないにも関わらず、あたかもそれが事実であるかのように「信じることにする」という特殊な心的態度である。このメイクビリーヴ概念は、「あるものを別のものにみてる」という行為の二重性に対応する。われわれの社会生活におけるさまざまな場面はこのような二重性を有している。例えば、生の事実は目の前で男が喋っているということに他ならないが、教育制度などの様々な社会制度を前提にすることによって、大学で哲学の授業を行うなどの制度的事実として解釈され直す。つまり、生の事実と制度的事実はコインの裏表のように互いに相補的關係にあるとみなすことができるだろう。

サールとウォルトンの対立点は、集团的志向性の概念において顕在化する。ウォルトンのごっこ遊びは、個人的な想像とは異なり、プロップと生成の原理という規則によって支えられる社会的・共同的特質をもつ。しかし、ウォルトンはサールと異なり、ごっこ遊びの社会性・共同性をその参加者の間の相互信念によって説明し、集团的志向性を採用することはない。ウォルトン自身、共有信念を社会性・共同性の原理として採用することに対して改定の可能性

を示唆しているように、彼の理論においてサール流の集団的志向性を採用する余地は残されているとみなしうる。しかし、集団的志向性を導入したメイクピリーヴ説の検討は、紙幅の都合、今後の課題とせねばならない。

### 参考文献

- Searle, J. R. (1969) *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*, Cambridge University Press. (邦訳『言語行為——言語哲学への試論』, 坂本百大, 土屋俊訳, 勁草書房, 1986年)
- . (1995) *The Construction of Social Reality*, Free Press.
- . (2010) *Making the Social World: The Structure of Human Civilization*, Oxford University Press.
- Tuomela, R. (2002) Collective Goals and Communicative Action, *Journal of Philosophical Research*, vol. 27, pp. 29-64.
- Walton, K. (1990) *Mimesis as make-believe*. Cambridge, Mass: Harvard University Press. (邦訳『フィクションとは何か——ごっこ遊びと芸術』, 田村均訳, 名古屋大学出版会, 2016年)
- . (2015) *In Other Shoes: Music, Metaphor, Empathy, Existence*, Cambridge University Press.
- 田村均 (2013) 「虚構制作の根源性——ケンダル・ウォルトンの虚構論」『名古屋大学文学部研究論集・哲学』第59巻, 1-34頁
- 中山康雄 (2004) 『共同性の現代哲学——心から社会へ』, 勁草書房
- 成瀬翔 (2014) 「空名の指示の理論と現代フレーゲ主義の可能性」博士論文 (名古屋大学)

**Abstract**

## Social Reality and Theory of Fiction

Sho Naruse

John Searle claims that human society are based a special rules: constitutive rules. Constitutive rules have form of 'X counts as Y in context C', and are characterized as constituting social facts. For example, bills in the wallet are physically only pieces of paper. However, certain type of paper counts as bills in our society. Searle asserts constitutive rules are foundation to create such a social fact.

But, the problem is acts of 'counts as'. Searle is assumed this act as a primitive concept. In order to explain this act, I will compare the Kendall Walton and Searle, and try to clarify the constitutive rules.

The contents of this paper are as follows. In Section 1, I will survey Searle's discussion and consider concepts of constitutive rules and social facts. In Section 2, I will introduce Walton's theory of make-believe. In Section 3, I will compare the Searle and Walton, and point out the differences between them.

Keywords: John Searle, Kendall Walton, collective intentionality, make-believe, fiction